

差別解消法改正案の指針等を議論

第54回障害者政策委員会

内閣府の第54回障害者政策委員会が3月22日にオンラインで開催され、第5期の新体制にスタートしました。委員長には、聴覚障害当事者の石川雅さん（静岡県立大教授）が再任されました。今後、国連障害者権利条約との整合性を最優先に据え議論していく意向です。

同委員会では、内閣府が同月9日に国会提出した障害者差別解消法改正案に基づく基本方針や対応指針の

改定作業を討議した他、文化審議会国語分科会とのまとめや2年後の障害者基本計画の策定等を審議。全日本ろうあ連盟からは、石野眞三郎理事長から委員を交代した石橋大副理事長が出席しました。

差別解消法改正案は、無理のない範囲で支障を「合理的配慮」の提供を行政機関だけでなく民間企業にも義務付けることとして、新年度から周知のため予算を計上。施行は公布

石橋副理事長が連盟からの新委員に

から3年以内としています（経済界の委員からはこうした指摘が増えること懸念や人的資源が乏しい企業の対応力の弱さから慎重さを求める意見がありました）。

委員会で、石橋副理事長は「国と地方の連携において責任の振り合いにならないよう第三者の評価システムが必要ではないか」と発言。他委員からも「人材の養成の育成や好事例のモデル作成を」「女性や子どもの相談差別事例も統計

7月よりすべての電話利用者から「電話リレーサービス料」を徴収

総務省

聞こえない人の利用料も設定
今年度の交付金は約15億円

7月1日から公共インフラとしての「電話リレーサービス」が始まります。24時間365日の利用を可能にする他、緊急通報（110番・118番・119番）にも対応できるようにします（利用者登録は5月中旬から開始予定）。

聞こえない人の電話リレーサービスの利用者料金については、1分あたりの通話料を固定電話16・5円、携帯電話44円としています。ただし、緊急通報や着信課金電話番号（0120フリーダイヤル）への通話料は無料です。利用の多い人の場合は月額178・2円の固定料金を払うことで、1分あたりの通話料が固定電話5・5円、携帯電話33円と安くなります。

さらに総務省は4月2日「電話リレーサービス交付金」として、今年度は全ての電話利用者1、番号1

つにつき計7円（7月から来年1月までの各月1円）を徴収する考えを公表しました。利用者をはじめ国民に理解を求める周知広報を始まりました。電話・通信事業者（電話会社等）が、支援機関である電気通信事業者協会へ電話番号数に応じて拠出した負担金を納付し、それが交付金として提供機

「難聴児の早期支援のための基本方針を」

厚生労働省が検討会スタート

厚生労働省は3月26日、「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」作成に関する検討会をオンラインで開催しました。検討会は、2019年6月の「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト」の提言で出された聴覚障害児の療育の場が少ないことや

様々な機関の連携などの課題を検討し、都道府県における難聴児への支援プランの基本方針に盛り込むことを目的に設置されました。国は、20年度から2年間、都道府県・指定都市を実施主体とした「聴覚障害児支援中核機能モデル事業」を予算化し、支援体制の整備を進めています。そ

関である日本財団電話リレーサービスに納付される仕組みです。今年度の負担金（交付金）は約15億4300万円が見込まれています。同サービスは双方向の発信が可能であり、聞こえない人から聴覚障害者等への連絡が円滑に行えるなど、同サービスが国民全体にとって必要な事業であることが

理解を得ることが一層必要となります。全日本ろうあ連盟の久松三三事務局長は「同サービスは聞こえない人も聞こえない人も対等に利用し、また負担するものではない」と総務省、提供機関と話し合いを重ねました。今後、より良いものとなるよう働きかけていきたいと思います。

して、23年度末までに各都道府県に難聴児支援のための中核的機能を有する体制を整備する予定です。検討会はこの整備に重要な役割を持つこととなります（昨年度モデル事業が実施された7府県と1市で、事業の協議会に加わっていない聴覚障害者団体が3団体あり、今後の大きな課題です）。

第一回検討会では、秋田・埼玉・静岡の取り組み説

「遠隔手話通訳サービス」を導入

公共職業安定所全国10カ所で

昨年11月から4カ所のハローワーク（公共職業安定所）で「遠隔手話通訳サービス」が始まりました。2021年度からは、聴覚障害者の利用見込みが多い10カ所（青森・栃木・東京2カ所・千葉・山梨・愛知・兵庫・鹿児島・沖縄）で遠隔手話通訳サービスを開始し、22年度にはさらに約20カ所まで広げる計画を進めています。

厚生労働省の担当者は「このサービスはあくまで

手話協力員の補充であり、現状の手話協力員による通訳を代替させるものではない。今後は、コミュニケーション支援の質を向上させるため当事者の意見を伺いたい」と話しています。全日本ろうあ連盟は加盟団体はこの導入のことを周知するとともに、知らない間に導入されるということが労働局に当事者団体との協議を申し入れることを要請しました。

現在、当事者団体や難聴児支援者は検討会のヒアリングの対象になっていますが、構成員（大学教授、行政・教育関係者など15人）には入っていません。検討会はこの後に3回の開催を予定しており、その後、7月末を目途に基本方針を策定する予定としています。

5月28日に開催予定の次回検討会には、全日本ろうあ連盟へのヒアリングも予定されており、手話言語を位置付けた聴覚障害児の早期療育を強く求めていく方向です。

大阪のろう児事故死

民事裁判への支援の輪広がる

本紙前号で、大阪府内のろう児、井出安徳さんの事故死をめぐる親が民事裁判を提起していることをお知らせしました。全日本ろうあ連盟理事会も取り上げられ、井出さんへの支援が広がっています。担当弁護士に聴覚障害関係弁護士からの申し出があり、4月5日井出さんより、「田村浩さん、久保隆彦さん、藤木和子さん、松田慶さんを念ひ6人の弁護士とのオンラインの打ち合わせを遂行し、合意の書面を交わして弁護士会に依頼して闘うことになった」との報告がありました。また、大阪聴覚障害者協会の大竹道司会長は4月16日に行われた大阪障害フォーラムの会議で、この裁判のことを報告し、協力を要請しました。

逸失利益について

民事裁判では、被相続（加害者と建設会社）が「安徳さんの逸失利益の獲得収入は女性労働者の40%」と主張しています。民事裁判のルールでは可能性のみは認められず、安徳さんが生きていた生涯にわたって、全日本人の平均以上の賃金を得られることの明らかな根拠を提示しないと、裁判官が認めるのは難しいのです（延滞を受けるべきと裁判官の心情に訴える刑罰事件とは異なります。逸失利益は加害者への罰金ではありません。このため、担当弁護士は現在、「〇〇の取り組みが行われており、この取り組みの効果が現れることが確実であり、その結果、成人した10年後はこうした金額に

なる」という具体性と数字、その根拠を集めるべく動いています。今回の裁判期日は5月26日です。

他の障害者の判例

山口県の全盲の女性が2008年に車にはねられた後、遺症で労働力を失ったとして損害賠償を求めた訴訟の判決が昨年9月に出されました。裁判長は逸失利益を全労働者の平均賃金の約1割と認定しました。女性は、事故前は、点字タイプライターによって障害のない人と同等のペースで読書ができて、日常生活の大半を自力でこなしていたと主張。被告側は、女性は事故当時高校生で具体的な就職先が決まっていず、障害者全体の平均賃金を元に算出するのが妥当と反論していました。裁判長は見える人と同等の賃金条件で働く可能性があったとする一方で、社会に賃金格差がある現状を踏まえて算出したと説明しています。

東京都では、施設から行方不明となり、遺体で見つかった障害児が当時15歳の親が年金受給の遅延として、施設の運営主体に損害賠償を求めた訴訟の判決が2019年3月にありました。施設側は知的障害を理由に逸失利益をゼロと主張。裁判長は、障害者雇用促進法で雇用政策が大きな転換期にあり、一般企業への就職を促進するべきではないと指摘。また、賃金格差を無視するのも相当ではないとし、逸失利益を障害のない19歳までの平均賃金を採用し算定することを言い渡しました。